

日本臨床歯科学会 倫理審査委員会規則 細則

第3章第3条1

1) 提出する医学系研究の倫理に関する教育の受講修了証は、所属する機関が指定したコースの受講証明証でよい。所属する機関が指定する教育コースがない場合は、eAPRIN（医学研究者推奨コース）の受講修了証を提出すること。

2) 倫理診査費用を1件につき¥30,000-とする。倫理診査費用は、診査結果の如何によらず返還しない。

施行：2021年7月1日